

三重県警察署協議会に関する規則

平成十三年五月十一日
三重県公安委員会規則第五号

改正 平成一七年三月二八日三重県公安委員会規平成一七年一二月二七日三重県公安委員
則第二号 会規則第一五号

三重県警察署協議会に関する規則をここに公布します。

三重県警察署協議会に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十三条の二第四項及び三重県警察署協議会条例（平成十三年三重県条例第五号）第三条第一項の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数及び議事の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第二条 別表の上欄に掲げる協議会の委員の定数は、それぞれ同表の下欄に定める人数とする。

(会議の招集)

第三条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して協議会の会議の招集を求めることができる。

(議事)

第四条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

附 則

この規則は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十八日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十七日三重県公安委員会規則第十五号）

この規則中別表の改正規定（「久居警察署協議会」を「津南警察署協議会」に改める部分に限る。）は平成十八年一月一日から、その他の改正規定は同月十日から施行する。

別表（第二条関係）

協議会	委員の定数
桑名警察署協議会	十一人
いなべ警察署協議会	七人
四日市北警察署協議会	十一人
四日市南警察署協議会	十三人
四日市西警察署協議会	七人
亀山警察署協議会	五人
鈴鹿警察署協議会	十三人
津警察署協議会	十三人
津南警察署協議会	十一人
松阪警察署協議会	十三人
大台警察署協議会	五人
伊勢警察署協議会	十三人
鳥羽警察署協議会	七人
尾鷲警察署協議会	五人
熊野警察署協議会	五人
紀宝警察署協議会	五人
伊賀警察署協議会	七人
名張警察署協議会	七人

